

協 議 第 2 号

合併の時期について（修正協議）

合併の時期については、協議第2号において確認されたところであるが、合併協議の進捗状況等を勘案し、次のとおり提出する。

平成16年8月17日 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長 井上善一

合併の時期（修正協議）
合併の期日は、平成17年4月1日とする。

平成16年8月17日 確認

【修正前】

合併の時期
合併の期日は、平成17年3月31日とする。 なお、「市町村の合併の特例に関する法律」の適用に関して経過措置が講じられたときは、合併協議の進捗状況等を勘案してあらためて協議する。

平成15年12月15日 確認